

令和5年度

決算の公表

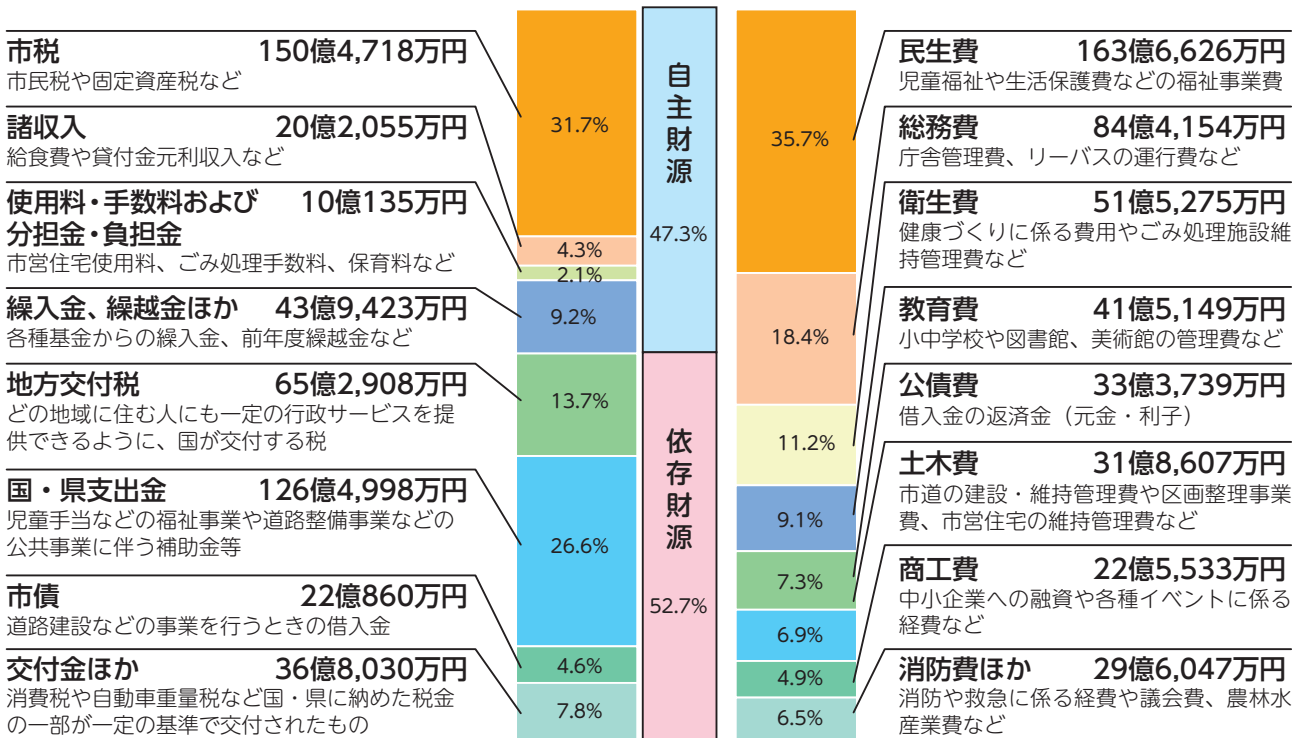
財政課財政係 ☎(63)2151

令和5年度の市の決算を公表します。毎年、市では市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などがいくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせしています。

令和5年度 一般会計の決算

歳入 合計475億3,127万円

歳出 合計458億5,130万円

市民1人当たりが負担した市税
161,086円市民1人当たりに使われたお金
490,855円

歳入決算の特徴

新庁舎完成に伴い、新庁舎整備事業費が減額になりました。一方、水源地域振興拠点施設やごみ処理施設、道路などの整備事業の実施により、引き続き高い水準となりました。また、物価高騰分の学校給食費支援や、プレミアム付商品券の発行等の物価高騰対策事業を行いました。

歳入総額は前年度と比較すると13%の減となりました。

歳入決算の特徴

市税収入は前年比0.7%増となりました。

市税の増収等に伴って、地方交付税が減額となりました。また、新庁舎整備事業の完了に伴い、市債の借入額が大幅な減額になりました。

歳入総額は前年度と比較すると23%の減となりました。

決算規模

前年度と比較して歳入は23%の減で、歳出は13%の減となりました。新庁舎整備事業の完了に伴う減額が主な理由です。令和6年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は13億5,659万円です。

新型コロナウイルス・物価高騰対策関連経費
15億8,186万円ごみ処理施設・一般廃棄物最終処分場整備事業費
17億6,616万円水源地域振興拠点施設整備事業費
15億9,547万円主なお金の
使いみち

県知事選挙
市税等納付
令和5年度決算
在宅医療
人生会議
食事完了・食洗機
消費生活センター
秋まつり・トレセン
人事行政
市民のひろば
フラッシュ
みんなの健康
お知らせ
シウマイ博覧会
2024

特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	101億 633万円	95億8,436万円
公設地方卸売市場事業費	1,209万円	1,123万円
介護保険	87億5,363万円	84億2,908万円
後期高齢者医療	13億1,593万円	12億9,923万円
粕尾財産区管理会	19万円	11万円
清洲財産区管理会	215万円	94万円
合計	201億9,032万円 (前年比 +1.54%)	193億2,495万円 (前年比 +2.34%)

上下水道事業会計の決算

地方公営企業法の適用を受け、民間企業と同様の会計方式をとっています。

【水道事業会計】

給水人口	85,649人
収益的収支 (維持管理費)	収入 16億9,870万円 支出 13億5,608万円
資本的収支 (設備投資費)	収入 8億9,073万円 支出 18億2,113万円

【下水道事業会計】

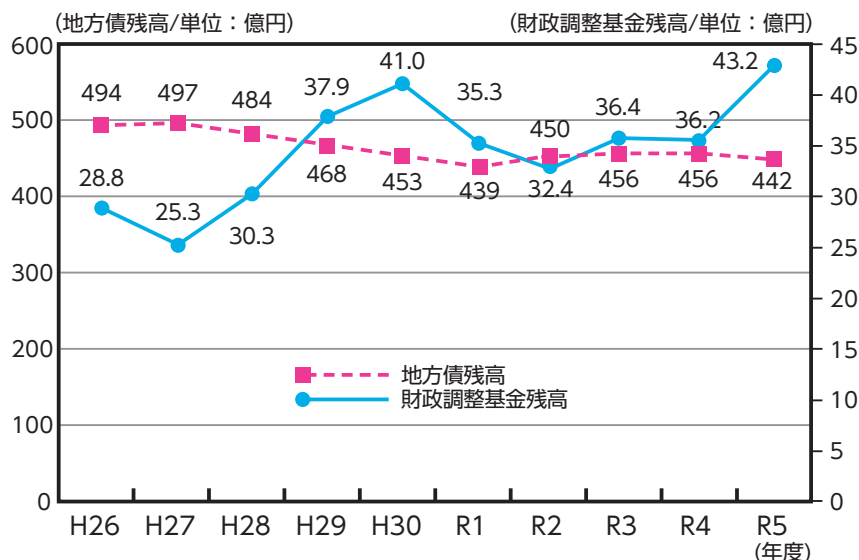
接続人口	61,847人
収益的収支 (維持管理費)	収入 28億2,403万円 支出 21億6,521万円
資本的収支 (設備投資費)	収入 7億9,485万円 支出 17億4,423万円

市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債（一般会計・公営企業会計を含めた借金）と財政調整基金（預貯金）の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に取り崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



健全化判断比率・資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく、令和5年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです。前年度と比較すると実質公債費比率が増加しました。

(単位：%)

	①実質赤字比率 市の一般会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	⑤資金不足比率 公営企業(注1)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。
鹿沼市の比率	黒字のため、該当しません。(－)		2.3 (1.8)	実質的な負債がないため、該当しません。(－)	黒字のため、該当しません。(－)
早期健全化基準 (注2) (⑤は経営健全化基準)	12.18 (12.19)	17.18 (17.19)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	20.0 (20.0)

※() は令和4年度決算における数値

(注1) 公営企業とは、本市の場合、水道事業・下水道事業・公設地方卸売市場事業です。

(注2) 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。